

## 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正に伴う パブリックコメントの実施結果について

### 1 概要

川崎市では、「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築、増築等を対象に、建物の規模や用途、また用途地域などに応じて基準値を定め、自動車、荷さばき車及びバイクにそれぞれの駐車施設の附置を義務付けています。

この度、駐車場法施行令の一部改正に伴い、一定規模以上の新築共同住宅に対して荷さばき自動車用駐車施設の附置を義務付けるとともに、荷さばき自動車用駐車施設の規格を変更する改正を行うことから、川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び施行規則の一部を改正することについて、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、3通（意見総数8件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

### 2 意見募集の概要

題名	「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の改正案について御意見を募集します
意見の募集期間	令和7年12月3日(水) から 令和8年1月7日(水)まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAX
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・市ホームページ</li><li>・各区役所市政資料コーナー</li><li>・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）</li><li>・市政だより</li><li>・まちづくり局交通政策室（川崎市役所本庁舎19階）</li></ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・市ホームページ</li><li>・各区役所市政資料コーナー</li><li>・かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎2階）</li><li>・まちづくり局交通政策室（川崎市役所本庁舎19階）</li></ul>

### 3 結果の概要

意見提出数（意見総数）	3通（8件）
電子メール	3通（8件）
ファクス	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

### 4 案に関するパブリックコメントの実施結果

#### （1）実施結果

ア 実施期間：令和7年12月3日（水）～令和8年1月7日（水）【36日間】

イ 意見総数：3通 8件

ウ 意見の対応区分：

	項目	A	B	C	D	E	計
1	条例改正全般について		2		3		5
2	車高に関する基準について				3		3
	合計		2		6		8

【対応区分】 A：意見を踏まえ反映したもの B：意見の趣旨が案に沿ったもの C：今後の参考とするもの D：質問・要望で案の内容を説明するもの E：その他

## (2) 主な意見と本市の対応

### ア 主な意見

今回の条例改正案の趣旨に沿った意見や、緩和規定を設けるべきなどの意見が寄せられました。

### イ 本市の対応

いただいた意見を参考に取り組を進めていくこととし、条例については、当初お示しした内容に沿って改正に向けた手続を進めていきます。

#### 1 条例改正全般について（5件）

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
1	再開発事業等のように長期間を要し、多くの関係者と段階的に合意形成を進めている事業については、途中段階で制度が変更されると事業計画への影響が大きいことから、既に事業認可等がなされている計画については、改正規定の適用を免除すべきではないか。（同種の意見他1件）	再開発事業等は長期間にわたり計画調整が行われ、事業計画が相当程度確定している場合があることから、途中での制度変更が大きな影響を及ぼすことも考慮する必要があります。 このため、改正案においても、これまでと同様に条例施行時に既に工事に着手している建築物や、施行日前に都市計画決定された事業に係る建築物で、施行日以後に当該事業により新築されるものについては、改正後の規定を適用しない経過措置を設けることを予定しています。	B

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
2	<p>大規模な複合用途建築物では、建築計画段階で県警と交通への影響について協議を行っているため、条例施行前に警察協議を完了している案件については、荷さばき用駐車施設の設置義務を免除してほしい。（同種の意見他2件）</p>	<p>交通管理者との協議は、大規模建築物の建築により交通量の増加が見込まれることから、駐車施設の配置等について計画段階で調整を行い、交通事故や交通渋滞の防止・軽減を図ることを目的としています。</p> <p>一方、条例によって定める荷さばき用駐車施設の設置基準は、共同住宅における日常的な荷さばき需要に対応するため、建築物に必要な設備水準をあらかじめ明確にするものであり、交通管理者協議とは役割が異なるため、当該協議の実施有無やその内容をもって設置義務を免除することは考えていません。</p> <p>なお、改正案では、既に事業が進んでいる建築計画への配慮として、条例の施行時点で工事に着手している建築物や、施行日前に都市計画決定がなされた事業に基づいて建築されるものについては、改正後の規定を適用しない経過措置を設けています。</p>	D

2 車高に関する基準について（3件）

No.	意見（要旨）	本市の考え方	対応区分
3	<p>荷さばき用駐車施設の天井高の基準を引き上げると、階高や躯体寸法への影響が大きくなり、事業者にとって大きな負担となる場合があるため、適用させる台数は最低1台分のみにするなど、何らかの緩和措置を設けるべきではないか。</p> <p>また、基準は2トン車の車高を想定しているが、近年では宅配や配送にミニバンなどが用いられるケースも増えている。（同種の意見他2件）</p>	<p>改正案では、新たに一定規模以上の共同住宅について、建築物の床面積や戸数に応じて算定した台数の荷さばき自動車用駐車施設の設置を義務付けています。</p> <p>荷さばき自動車用駐車施設の車高に係る基準については、近年の貨物車両の最大車格の車両が利用できる高さとするため、はり下の高さ3.2メートル以上に変更していることから、新たに設置するものについては、新たな基準で設置していただき、適用台数の緩和措置は設けないこととしました。</p>	D